

多胎児家庭支援事業実施要綱

制定 令和3年1月18日区長決定
要綱第13号

(目的)

第1条 この要綱は、多胎児を養育する家庭（以下「多胎児家庭」という。）が抱える、同時に2人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担や、外出の不自由等の多胎児家庭特有の困難に対して支援を行い、多胎児家庭が安心して子育てできる環境を整備することを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 事業の対象者は、区内に住所を有する3歳未満の多胎育児中の世帯とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 多胎児である乳幼児が0歳、1歳および2歳時において、保健師等の専門職が面接や訪問等により家庭の状況を把握する。
- (2) 乳幼児健診や予防接種など区が実施する母子保健事業および多胎児家庭を対象とした交流会等を利用するために必要な移動経費に相当する補助として商品券等を交付する。
- (3) 第1号の面接等により把握した状況に応じて必要な支援を実施する。

(実施場所)

第4条 事業は、品川保健センター、大井保健センターおよび荏原保健センターにおいて実施する。

(商品券等の交付)

第5条 商品券等は、第3条第1号に規定する0歳、1歳および2歳時における面接等の実施後、多胎児である乳幼児1組につき24,000円相当分を交付する。

2 交付する商品券等の内容、種類等は、別に定める。

(商品券等の交付状況の把握)

第6条 区長は、台帳を作成し交付状況を適切に把握しなければならない。

(関係機関との連携)

第7条 区長は、しながわネウボラネットワークを活用し、支援を要する家庭については、地域の関係機関と情報を共有し、連携の強化を図る。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は別に健康推進部長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。